

## 木津川市学校給食検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 木津川市の学校給食に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり幅広く意見を求め、並びにその基本計画にもとづく学校給食事業の安全で安心な運営のため、木津川市学校給食検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画の策定において必要な事項を調査審議し、教育長に意見を提出するものとする。

2 委員会は、策定した基本計画にもとづく学校給食事業が安全で安心に運営されるよう、状況を調査し方策等について意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各学校給食関係機関の代表者

(3) その他、教育長が特に必要と認めた者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役職)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって決定する。

3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育課木津学校給食センターにおいて処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

木津川市学校給食検討委員会委員名簿

分類	氏名	任期	備考
第2号 委員	関係機関 の代表者	島 朋子	H22. 1. 26～H22. 7. 20 州見台小学校PTA・木津学校給食センター運営委員会委員
		川村 裕子	H22. 1. 26～H22. 7. 20 相楽幼稚園PTA・木津学校給食センター運営委員会委員
		平野 貴久子	H22. 1. 26～H22. 7. 20 山城中学校PTA・山城学校給食センター運営委員会委員
		金辻 多津子	H22. 1. 26～H22. 7. 20 恭仁小学校PTA・加茂町学校給食委員会委員
		松田 彰宏	H22. 1. 26～H22. 7. 20 泉川中学校PTA・加茂町中学校代表
		木下 真由美	H22. 7. 21～H23. 3. 31 木津小学校PTA・木津学校給食センター運営委員会
		今西 聖子	H22. 7. 21～H23. 3. 31 相楽幼稚園PTA・木津学校給食センター運営委員会
		花田 幸子	H22. 7. 21～H23. 3. 31 山城中学校PTA・山城学校給食センター運営委員会
		岩田 かおり	H22. 7. 21～H23. 3. 31 恭仁小学校PTA・加茂町学校給食委員会
		西山 幸千子	H22. 7. 21～H23. 3. 31 泉川中学校PTA・加茂町中学校保護者
第3号 委員	その他	小松 信夫	H22. 1. 26～H22. 7. 20 木津川市教育委員会指導主事・食育担当
		松島 謙治	H22. 7. 21～H23. 3. 31 木津川市教育委員会指導主事・食育担当
		村田 年宏	H22. 1. 26～H23. 3. 31 相楽学校給食研究会・校園長会
		木村 智綱	H22. 1. 26～H23. 3. 31 相楽学校給食研究会・給食主任
		吉川 朋子	H22. 1. 26～H23. 3. 31 相楽学校給食研究会栄養教諭部会
		井上 真紀	H22. 1. 26～H23. 3. 31 木津川市学校園保健会連絡協議会養護部会